

「ゆがみ調整」とは？

所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準を生活保護基準部会で比較・検証した結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整

年間削減額約670億円のうち、約90億円を占める根拠
(ちなみに、残り約580億円も大問題の「デフレ調整」が根拠)

問題点1 【所得下位10%層】(第1・十分位層)を比較・均衡の対象にしている

1 所得下位10%層(第1・十分位層)と均衡させる方式で生活扶助基準が改定されたことはない

現行の改定方式(59年～)＝「水準均衡方式」

平均的世帯(一般勤労者世帯)の消費水準の6～7割で保護基準を均衡させようとする方式

所得下位10%層等の低所得世帯と均衡させるという方式では全くない

※H15年検証で初めて比較対象とされ生活扶助基準の方が高かったが、「その水準は基本的に妥当」と判断されている！

2 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では基準が際限なく下がるなど極めて不合理

生活保護捕捉率(生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人が占める割合) → たった2割程度！

所得下位10%層(第1・十分位層)には、保護基準以下での生活に耐えている世帯が極めて多数含まれる！

→ こんな層と比較したら、保護基準の方が高いに決まっている。

むしろ、「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない世帯が生活保護から漏れてしまっているという憲法問題。この問題を無視して、保護基準の方を引き下げるとするのは本末転倒。

→ 所得下位10%層を比較対象とすると、保護基準は際限なく下がる。

3 所得下位10%層(第1・十分位層)との均衡では本来あるべき絶対水準を割るおそれあり

所得下位10%層(第1・十分位層) → その大部分がOECD基準の相対的貧困線以下

「健康で文化的な最低限度の生活」を営める水準という本来あるべき絶対水準を考慮せず、所得下位10%層という最貧困層と均衡させるのは、憲法の趣旨に反する。【H29基準部会報告書(27頁)も懸念を表明】

問題点2 基準部会検証の「増額」部分を政府が無断で2分の1に

基準部会検証の結果、「増額」とされた部分について、政府が無断で2分の1にしている！

→ 厚生省幹部が内閣官房副長官に示した『取扱嚴重注意文書』から発覚(北海道新聞が情報公開請求により入手)

→ 政府は、「激変緩和」を理由としているが、減額分のみならず増額分も無断で2分の1にしており、理由になっていない

結果、「増額」となるはずだった世帯も、「デフレ調整」の影響で「減額」になることに

『取扱嚴重注意文書』に見る具体例

世帯類型	①現行基準額を適用した場合の平均値	②検証結果を完全に反映した場合の平均値	検証結果の影響(②/①)	無断圧縮	③無断見直し後基準額を適用した場合の平均値	検証結果の影響(③/①)
高齢单身	約7.3万円	約7.7万円	105%【増額】	→	約7.1万円	97%【減額】
高齢夫婦	約10.6万円	約10.8万円	102%【増額】		約10.3万円	97%【減額】

「増額」世帯も、「減額」世帯に！